

## 自転車に対する交通反則通告制度導入後 1 月間の運用状況について

### 1 概要

令和 8 年 4 月 1 日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 34 号）が施行され、自転車への交通反則通告制度（いわゆる青切符）が導入されたところ、制度導入後 1 月間の運用状況を取りまとめたもの

### 2 導入後 1 月間の運用状況（暫定値）

#### ○ 青切符による告知件数

自転車に対する交通反則通告制度導入後 1 月間の青切符による告知件数は 2,147 件

※ 令和 7 年中の自転車の交通違反の検挙件数は月平均 4,268 件（今回から青切符対象となった違反種別に限った数値）

#### ○ 違反種別

- ・ 指定場所一時不停止 846 件（40%）
- ・ 携帯電話使用 713 件（33%）
- ・ 信号無視 298 件（14%）
- ・ しゃ断踏切立入 156 件（7%）
- ・ 通行区分違反（右側通行） 63 件（3%）
- ・ その他 71 件（3%）

#### ○ 指導警告票交付数

指導警告票交付数は 135,855 件であり、増加

### 3 今後の取組

- 自転車ルールブック等を活用した交通ルール等の周知
- 自転車ポータルサイトの内容充実
- 交通反則通告制度の適切な運用